

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
 に対する意見と浜田市の考え方
 (浜田自治区地区まちづくり推進委員会 連絡会議)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	パブリックコメントのパブリックの意味を教えてください。	パブリックとは公的などという意义があり、市全体にご意見を聞けるようなものとして出していくという意义合いがある。
2	5つの地域協議会があるが、その5つの世帯数と人口を100人単位で結構なので教えてください。	(資料提供)
3	この条例は全国的に始められたものなのか。それとも浜田市だけが始めているのか。	まちづくりを進める上で、これまでは行政が主体となって公的な支援を中心にまちづくりを進めてきた。これから地域課題がいろいろあるなかで、それだけではなかなか解決しないということから、市民の皆さん方と一緒にこの課題解決にあたるという協働の考え方が広まっている。そのなかで、その理念というものを示した協働のまちづくりに関する条例というものを、いろいろな自治体で作りはじめている。冒頭申し上げたように、全体の自治体のなかで今制定されているのは約2割ということであり、8割の団体はまだ作っておられないというように思っている。
4	2割やっているということは、国がある程度そういう方針を出したということか。	国も含めて、協働という考え方について、公的な支援である公助、その前に自分で解決する自助という考え方がある。この2つで解決できないということで共助、共に助け合う、あるいは協働という考え方が広がっていったということであると、国全体の流れだろうと思っている。
5	共助というと聞こえは良いが、反面、皆さんに任せてしまう、放り投げるといふ風に受け取られかねない。そこはどのようにお考えか。	全てを住民のみなさんをお願いするということではなく、今回の協働の推進条例のなかでも、皆さん方市民、あるいは団体さんの役割、それから市の役割を明記し一緒にまちづくりを進めていこうという条例になっている。決して丸投げするような性格のものではない。

6	<p>公民館は最終的には全部委託するというのが基本にあるのか。</p>	<p>もともと公民館を直営というかたちでやるよりは、民間さんの知恵なり地域の知恵を最大限に活かしていくためには、民間さんにお任せしても良いのではないかという発想の中で、将来的には委託を考えているということでお示ししている。</p> <p>ただそれも、時期や内容についてはしっかり検証してやろうということが提言のなかに出ているため、それを踏まえて考えていきたい。</p>
7	<p>委託が決まった場合、いくらか出さないといけないのではないのか。</p>	<p>協働のまちづくり条例のなかでも、まちづくりを進めていくうえで人的、財政的支援も盛り込んでいる。当然それはセットである。お金も出さずに活動だけお願いをするということは決していない。</p>
8	<p>お金が出るようなかたちの組織は市が持つということか。</p>	<p>コミュニティセンターという公民館自体の活動費とは別に、まちづくり推進委員会の皆さん方が計画を立てられて事業をする上で、今まちづくり総合交付金という仕組みがある。これは一般的な世帯数や面積から算定しているが、さらに課題に応じて課題解決事業等の事業費としてお使いいただけるような交付金を組んでいる。これらが地域の活動の主な財源になっていくと思われる。</p>
9	<p>お金は直接出ず、課題解決のようにこちらが申請するということか。</p>	<p>基礎額については出るし、事業の内容によって課題解決事業をさらに加えていくという仕組みになっている。</p>
10	<p>一般的な維持管理費は、委託したら基本的には全体の金で出すということか。</p>	<p>施設の維持管理に必要な経費も含めて委託料の中に入っている。</p>
11	<p>まちづくり交付金のような話ではなくて、それとは別なのか。</p>	<p>公民館をコミュニティセンター化してそれを委託する場合は、施設の維持管理費であるとか、そこで活動していただく人の人件費、これをトータルで委託料の中に組むということになるかと思う。</p>
12	<p>公民館を今後委託する可能性あるということだが、先進事例はあるのか。島根県内とか他府県で、例えば NPO 法人に委託した等の事例があるのか。</p>	<p>公民館を委託している事例は、県内だと松江の公民館がある。松江市公民館連絡会議という組織に指定管理というかたちで委託している。雲南市は公民館ではなく、いわゆるコミュニティセンターという組織ではあるが、今度、各まちづくり組織に指定管理すると聞いている。出雲もコミュニティセンターという名称ではあるが、そこも委託をしている。県内ではこのようなところである。</p>

13	職員だけではそういう知識がないため、そのまちづくりコーディネーターの方と相談して、公民館もまちづくりのお手伝いをするという事によろしいか。	センターのほうには引き続きセンター長と職員さんを配置して、それとは別にまちづくりコーディネーターということで、まちづくり活動や社会教育について助言やアドバイスができるような専門的な知識をお持ちのスタッフを配置して集中的に行う。現在のイメージでは、全市で5名ということで、常時ではないかもしれないが、専門的、集中的にセンター活動に入っていくというイメージである。
14	⑧の使用料及び使用料の減免について、使用料をいただくところといただかないところ、各サークル、グループ、まちづくり活動や社会教育活動に使用する場合は使用料がかからないということだが、判断が難しい団体やグループがある。	使用料については、現状無償で使用できている団体やサークルは、引き続きセンター化になっても使用料は減免・免除という取り扱いになろうかと思っている。原則使用料を徴収するという規定を設けながらも、地域活動については免除するという考え方を想定している。
15	教室の指導の先生方が月謝を貰っている等あると思う。このように営利が目的か、地域の人の知識を高めるためのものなのか判断が難しい。その辺はまたご相談させていただく。	営利目的とか収益事業とかの定義も明確にする必要があるため、しっかり整理したい。
16	協働のまちづくり条例を来年度から施行するお考えか。	来年の4月施行である。
17	呼び方はまちづくりセンターが適切と考える、と書いてあるが今までの公民館の名前が変わることか。	今日ご説明したのは、あくまで部会としての報告書である。市として現段階でまちづくりセンターに決定したということではない。ただ部会の方でまちづくりセンターが適切ということで市長に提言をされているため、市はそれを受けて具体的な名称についても決定していきたいと思っている。
18	来年度から公民館の名前が順次それぞれの地域で変わっていくということか。	まちづくりセンターということで決定すれば、今公民館と言っているのがまちづくりセンターになる。 ただ、愛称や通称で公民館という呼び名を用いるのは、それはそれでこれまでの経過があるため大事なことであり提言の中でも頂いている。そこは配慮したいと思う。